

つなぐ、ひろげる剣淵町絵本の里づくり条例を制定しました！

9月の第3回剣淵町議会定例会において、「つなぐ、ひろげる剣淵町絵本の里づくり条例」を制定しました。この条例は、令和8年4月1日から施行されます。このような絵本を通じたまちづくり条例の制定は、全国初となります。※地方自治研究機構調べ

この記事では、制定した「つなぐ、ひろげる剣淵町絵本の里づくり条例」の目的や経緯、条例の内容をご紹介します。



制定された目的

絵本の里づくり条例は、次世代へ絵本によるまちづくりの継承、さらにひろげていくまちづくりの方向性を示し、町や議会、市民によりふるさとへの愛着、絵本の聖地と認められる知名度の向上や豊かな地域づくりを図るために制定されました。

制定の経緯～キッカケは絵本の里剣淵町をこれからも残していきたい想いから～

1988年6月に町民有志による「けんぶち絵本の里を創ろう会」が立ち上がり、絵本によるまちづくりがスタートしました。現在では、37年を越える絵本を通じたまちづくりに取り組んでいます。数多くある取組の中で現在では「けんぶち絵本の里大賞」が35年目を迎え、絵本の館には町内外から多くの方が訪れています。

その他にも、絵本まつりや原画展を行うなど様々な工夫を行い、取り組んできましたが、取組を担う方の高齢化や活動の継承が課題となり「絵本の里剣淵町のまちづくりをこれからも残していきたい」という想いから、今年の春にけんぶち絵本の里を創ろう会やまちづくり町民会議などで、条例制定に向けた話し合いを進め、9月の第3回町議会定例会において制定されました。



条例の内容

①町の役割、議会の役割及び町民への協力依頼を明文化

絵本の里づくりを進めていくために、町や議会の役割を記載している条文や町民の皆さんに協力していただくことを明文化しました。

②啓発活動や情報発信をより強化

剣淵町は、絵本の里づくりによる取組に関して町民の皆さんのが関心や理解を深めるために、必要な啓発活動や情報発信活動を実施するよう努めます。

③毎年8月1日は「絵本の里けんぶちの日」

町民全員でまちづくりの機運をつくっていくために、毎年8月1日を記念日として設定し、様々な取組を進めています。

④絵本の里づくり事業の実施状況を確認し、必要な対策を

まちづくりをより効果的に進めていくため、実施した事業の実施状況等を踏まえて必要な対策を行っていきます。

条例の施行日：令和8年4月1日